

## 羽生都市計画道路の変更（羽生市決定）

都市計画道路 3・1・25 羽生駅東口駅前交通広場を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・1・25	羽生駅東口駅前交通広場	羽生市中央1丁目	羽生市中央1丁目	羽生市中央1丁目	約50m	地表式	—	約72m ～ 81m	幹線街路と平面交差1箇所	面積 約4,200㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由： 埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」に基づき、埼玉県決定の都市計画道路 3・4・3 駅前大通線から分離し、新たに羽生市決定として、3・1・25 羽生駅東口駅前交通広場を定めるものです。